Fund Letter ファンドレター

米国S&P500フレックス戦略ファンド(愛称:夢の案内人)

運用状況について

2024年1月23日

平素は当ファンドをご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは、2023年7月21日の運用開始以来、S&P500指数を対象指数としたETF(上場投資信託)および米国国債マザーファンドの受益証券に投資しつつ、市場局面がリスク回避的と判定される期間においては、基準価額の下落リスクを抑制するため、ETFの組入比率を引き下げた運用を行っております。

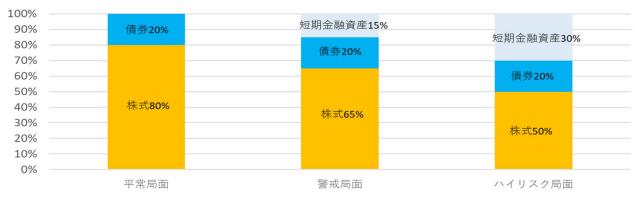
本資料では、設定来の運用状況についてご報告申し上げます。

▲基準価額・純資産の推移(2024年1月22日現在)



- ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
- ※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。
- ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

▲当ファンドの局面別の組入比率の調整方針



▶市場の局面判定によるETF組入比率の調整効果

当ファンドでは独自のモデルに基づき市場局面を判定し、市場局面がリスク回避的と判定される期間においては、基準価額の下落リスクを抑制するため、株式ETFの組入比率を引き下げます。

設定来の運用において、2023年10月初旬から11月初旬にかけて、市場局面が警戒局面と判定された期間があったため、株式ETFの組入比率を機動的に調整しました。図1はこの期間にモデルが指示していた組入比率の推移、図2はこの期間の当ファンドとS&P500の比較を示しています。

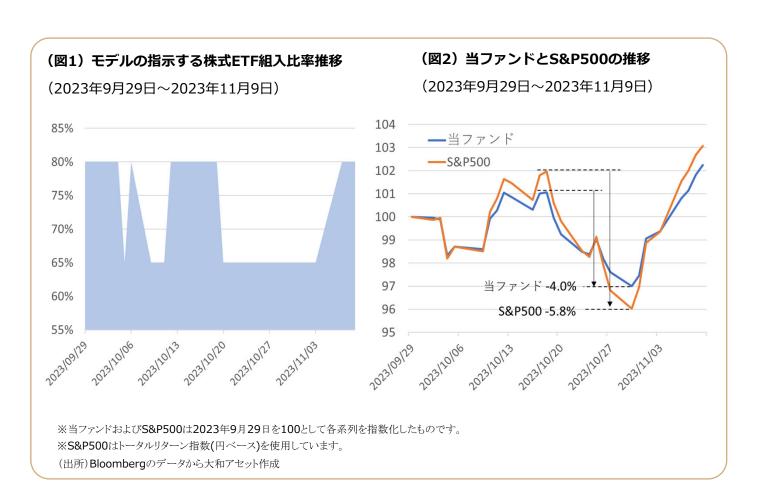


図1のように、当ファンドでは10月の初旬に株式ETFの組入比率を80%程度と65%程度の間で機動的に変更しました。その後、10月中旬から継続して株式ETFの組入比率を65%程度に抑えた運用を行いました。11月初旬にモデルが平常局面と判断したため株式ETFの組入比率を80%程度に戻し、それ以降は80%程度を維持しました。

その結果、図2のように10月下旬の株価下落時には、当ファンドは相対的に下落を抑えられています。また、11月初旬に組入比率を引き上げたことで、それ以降の株価上昇では高い株式ETF組入比率で運用ができています。このように、局面判定により市場のリスクが高まる局面のみで株式ETFの組入比率を下げることで、平常局面での株価上昇は享受しつつ、株価が大きく下落することによって発生する損失は抑える効果が期待できると考えております。

▋今後の市場見通し

米国株式市場

高金利、高インフレ環境下でも予想を上回って増加している小売売上高が示すように、好調な個人消費が米国景気の底堅さにつながっています。個人消費に支えられた堅調な米国経済を背景に、今後も底堅い株価推移を予想します。リスク材料は、米国景気が急減速することや、インフレ沈静化が遅れ利下げ開始時期が2024年終盤以降にずれ込むことなどが挙げられます。さらなる株価上昇には、緩やかな景気鈍化が望ましい局面であり、経済指標やFRB(米国連邦準備制度理事会)高官発言を通じて、市場の早期利下げ期待が後退しないかを丁寧に見ていくことが重要と考えます。

米国債券市場

早期の利下げ織り込みの加速により、米国金利は大き く低下しましたが、底堅い米国経済が見込まれる中では、 過度な利下げ織り込みのはく落により、金利上昇余地が あると考えられます。ただし、高い利回りを求める向き から買い需要も相応にあることが想定されるため、金利 上昇圧力は限定的とみています。そのため、一定程度の 高い利回り環境が継続し、米国債投資を通じた高い金利 収益の確保が期待できます。

| 米ドル為替相場

米ドル円は、レンジでの推移を見込みます。米国の引き締め政策からの転換を織り込む形で米ドル円には一定の下落圧力がかかりやすいと考えられる一方で、高い利回りの米国債への投資ニーズから一定程度の米ドル需要が見込まれ、円高圧力も限定的と考えられます。

(図3) 設定来のS&P500指数の推移

(2023年7月21日~2024年1月18日)



(図4) 設定来の米国10年国債利回りの推移

(2023年7月21日~2024年1月18日)



(図5) 設定来の米ドル円為替の推移

(2023年7月21日~2024年1月18日)



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

・S&P500 指数を対象指数とした ETF および米国国債に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

・S&P500 指数を対象指数とした ETF および米国国債マザーファンドの受益証券に投資します。

S&P500(「当インデックス」)は S&P Dow Jones Indices LLC またはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。 S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®および CDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。 Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。 これらの商標の使用ライセンスは SPDJI に付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。 当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

投資リスク

● 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

株価の変動
行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。 個格変動リスク・信用リスク 公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 為替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 当ファンドの戦略に関するリスク ・当ファンドの、S&P500 指数を対象指数とした ETF の組入比率を調整することで、基準価額の下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避で
す。 価格変動リスク・信用リスク 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割 込むことがあります。 公社債の価格変動 込むことがあります。 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 為替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 当ファンドの戦略に関するリスク ・当ファンドは、S&P500 指数を対象指数とした ETF の組入比率を調整することで、基準価額の下落リスクを完全に回避で
価格変動リスク・信用リスク
公社債の価格変動
公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 為替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 当ファンドの戦略に関するリスク ・当ファンドは、S&P500 指数を対象指数とした ETF の組入比率を調整することで、基準価額の下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避で
落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 為替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 当ファンドの戦略に関するリスク ・当ファンドは、S&P500 指数を対象指数とした ETF の組入比率を調整することで、基準価額の下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避で
体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 為替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 当ファンドの戦略に関するリスク ・当ファンドは、S&P500 指数を対象指数とした ETF の組入比率を調整することで、基準価額の下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避で
価格は下落します。
為替変動リスク 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 ・当ファンドの戦略に関するリスク ・当ファンドは、S&P500 指数を対象指数とした ETF の組入比率を調整することで、基準価額の下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避で
トの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 当ファンドの戦略に関するリスク ・当ファンドは、S&P500 指数を対象指数とした ETF の組入比率を調整することで、基準価額の下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避で
向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 当ファンドの戦略に関するリスク ・当ファンドは、S&P500 指数を対象指数とした ETF の組入比率を調整することで、基準価額の下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避で
す。
カントリー・リスク 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、 または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、 方針に沿った運用が困難となることがあります。 当ファンドの戦略に関するリスク ・当ファンドは、S&P500 指数を対象指数とした ETF の組入比率を調整することで、基準 価額の下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避で
または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、 方針に沿った運用が困難となることがあります。 当ファンドの戦略に関するリスク ・当ファンドは、S&P500 指数を対象指数とした ETF の組入比率を調整することで、基準 価額の下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避で
方針に沿った運用が困難となることがあります。 当ファンドの戦略に関するリスク ・当ファンドは、S&P500 指数を対象指数とした ETF の組入比率を調整することで、基準価額の下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避で
当ファンドの戦略に関するリスク ・当ファンドは、S&P500 指数を対象指数とした ETF の組入比率を調整することで、基準 価額の下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避で
価額の下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避で
きるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。
・市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、下落リス
クを低減できない場合や市場の上昇に追随できない場合があります。
その他解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市
場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価
額が下落する要因となります。

[※]基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

Fund Letter

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容		
購入時手数料		購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引 執行等の対価です。		
信託財産留保額	ありません。	_		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

料率等		料 率 等	費用の内容			
運用管理費用(信託報酬)			年率1.1275% (税抜1.025%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して 左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上 され日々の基準価額に反映されます。		
委託会社		委託会社	年率0.4%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算目論見書・運用報告書の作成等の対価です。		
((税抜) (注 1)	販売会社	年率0.6%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後 の情報提供等の対価です。		
		受託会社	年率0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
実質的に負担する 運 用 管 理 費 用			年率1.1515% (税込)程度 (当ファンドが想定している投資先ETFを信託財産の純資産総額の80%程度組入れた場合のものです。実際の組入状況等により変動します。)			
その他の費用・			(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。		

- (注1) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
- (注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
- ※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。
- ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円
	② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	① ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日
	② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
	(注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	① 当初申込期間 当初申込期間最終日の販売会社所定の時間まで
	(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	② 継続申込期間 午後3時まで
	(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入·換金申込受付	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合
の中止および取消し	には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあ
	ります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約
	を解約し、信託を終了(繰上償還)できます。
	● 受益権の口数が30億口を下ることとなった場合
	● 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
	● やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	(注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコ
	ースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
	公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座に
	おける取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。
	※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定•運用:

商号等

大和アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

当資料のお取扱いにおけるご注意

- ■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- ■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」 の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ■投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、 投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に 帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- ■投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ■当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ■当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業 の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証する ものではありません。
- ■分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

米国S&P500フレックス戦略ファンド(愛称:夢の案内人)

販売会社名(業態別、50音順) (金融商品取引業者名)		登録番号	加入協会			
			日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会		一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	0			